



沖縄県差別のない社会づくり条例

(本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に係る規定のみ令和5年10月1日施行)

令和5年
4月1日
施行

全ての人への不当な差別は許されません。人々が互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する心豊かな社会づくりを進めていきましょう！

目的

社会全体で不当な差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図る。

※「不当な差別」とは、本人の意思では変えることのできない属性又は個人の特性を理由として、正当な理由なく区別、排除又は制限を行うこと。

基本理念

何人も人種、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、社会的身分、出身その他の事由を理由とする不当な差別をしてはならないという認識の下に、**県、市町村、県民及び事業者が相互に連携協力し、社会全体として不当な差別のない社会の形成を推進。**

県・県民・事業者の責務

県の責務

不当な差別のない社会の形成に関する施策を実施。

県民の責務

人権を尊重することの重要性について関心と理解を深める。
県が実施する施策に協力

事業者の責務

事業活動を行うに当たり、不当な差別の解消の取組を推進。
県が実施する施策に協力

基本方針

- 人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する県民の理解を深めること。
- 不当な差別に関する相談に的確に応ずること。
- 不当な差別が生ずる背景その他の差別の実情を踏まえた取組を行うことにより、不当な差別の解消の推進を図ること。

県が基本方針に基づいて実施

インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発

県民であることを理由とする不当な差別的言動の解消に向けた取組

本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消に関する措置
(表現活動の概要及び表現活動を行ったものの氏名又は名称の公表)

性的指向又は性自認を理由とする不当な差別に関する施策

※「本邦外出身者等に対する不当な差別的言動」とは、本邦外出身者等に対する差別的意識を助長し、又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し、又は本邦外出身者等を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者等を地域社会から排除することを扇動する不当な差別的言動のこと。

条例・規則の詳細はこちらから



沖縄県子ども生活福祉部女性力・平和推進課
TEL 098-866-2500 FAX 098-866-2589